

平成 27 年 4 月 8 日

道北エナジー株式会社 御中

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

代表理事 高瀬清

北海道天塩郡豊富町字豊富東 2 条 5 丁目

電話番号 0162-82-3950

「(仮称) 浜里風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見書

1. 事業想定区域に係る自然環境や自然景観への配慮について

- 計画中の風車はサロベツ湿原センターから可視範囲にある。景観への影響評価には単純に垂直見込角で一律に評価できるものではない。少しでも風車が見えることによりこれまでの人工物が何もない湿原景観が損なわれ、国立公園の観光資源としての価値が大きく低下する恐れがある。このため、地元住民や観光関係者、旅行者から意見を取り入れる必要がある。
- 動植物についてまず事業実施定区域で現地調査を行い、動植物相の生息・生育状況を把握すべきである。その上で影響があると思われる種を割り出し、影響を評価するために行動や繁殖状況などの詳細な調査を行うべきである。
- 事業計画想定区域は日本とロシアとの渡り鳥の主要経路であり、膨大な数の渡り鳥の通過点である。絶滅危惧種のマガン・ヒシクイ等のガンカモ類も通過し、これらの種は事業計画想定区域内の草地を利用する可能性がある。加えて、大型鳥類と異なり目立たないためバードストライク事例の報告は少ないが、小鳥を含む多くの鳥類のバードストライクが実際に起きている。渡り時は一般鳥類も数が集中するためその影響は極めて大きいと考えられる。渡りは夜に集中して行われるため、影響を評価するためには日中のみならず夜間の渡り状況の把握が不可欠である。

我々が把握している種について具体的に以下に示す。

1. オジロワシ

事業計画想定区域は周辺で営巣する絶滅危惧種のオジロワシの採餌範囲にあるため、風車による影響を評価するために、その経路や高度を把握すべきである。事業計画想定区域の南側の既存風車で起きているオジロワシのバードストライクを事例として精査すべきである。

2. チュウヒ

事業計画想定区域周辺には絶滅危惧種のチュウヒが繁殖しており、区域内は採餌環境として利用している。風車による影響を評価するために、その生息状況を把握すべきである。

3. トウキョウトガリネズミ

事業計画想定区域には絶滅危惧種のトウキョウトガリネズミが生息している可能性がある。風車や関連施設の建設に伴う改変による影響を評価するためにその生息状況を把握すべきである。

4. コモチカナヘビ

事業計画想定区域には絶滅危惧種のコモチカナヘビが生息している可能性がある。風車や関連施設の建設に伴う改変による影響を評価するためにその生息状況を把握すべきである。

2. 配慮書の縦覧方法について

縦覧場所が関係自治体庁舎内の計4ヶ所のみであり、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの縦覧時間では、一般の目に触れることは極めて難しい。例えば関係自治体の施設としては、稚内市立図書館や稚内総合文化センター、豊富町民センター、豊富町定住支援センターふらっと☆きたなど、夜間や土・日曜日、祝日でも開館している施設があり、それらの施設での縦覧も行うべきである。また、配慮書縦覧に関する要項や要約

書を関係自治体の町内回覧にて縦覧することや、幌延町であれば各戸に設置されている情報告知端末を用いた縦覧も可能であるから、これらをもって当事業の周知を周辺住民に徹底すべきである。

また、景観への配慮も考慮するのであれば、当該事業地周辺の景観を求めて訪れる観光客等へも周知をするため、サロベツ湿原センターや幌延ビジターセンター、豊富温泉ふれあいセンター、道の駅てしおなどの観光拠点となっている公共施設においても縦覧を行うべきである。

さらに、インターネットの利用についても、配慮書・方法書のいずれもダウンロード保存や印刷が不可能となっており、Firefox や Chrome、Safari など Internet Explorer よりも利用率の高いウェブブラウザで閲覧することができない事態も多発していることから、広く周知する姿勢とは程遠い状況である。

さらに、貴社の他事業の先例から、1ヶ月の縦覧期間を過ぎると紙媒体でもインターネット利用でも配慮書を閲覧することが出来ない状況となることが予想されるが、もし地域住民や国民の理解を得、環境影響に配慮して事業を進めるつもりが貴社にあるのであれば、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）」に従って、「少なくとも同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開すること」「特段の理由がない限り、引き続きインターネット上で公表すること」を徹底すべきである。

以上